

第2節 世界のルール形成

(1) WTOが目指す多国間貿易体制

■ MC13アブダビで開催

多国間の自由貿易体制を巡るルール形成の動きでは、第13回WTO閣僚会議（以下、MC13）が2024年2月26日から3月2日にかけてアラブ首長国連邦（UAE）アブダビで開催された。WTOは設立30周年を迎え、閣僚宣言でも改めてWTOを核とする多角的貿易体制の維持・強化の重要性と、適切なWTOの機能を確保することの必要性が再確認された（図表Ⅲ-24）。

会議での主要成果のうち、TRIPS協定に関する閣議決定では、他の加盟国の措置が協定上の義務には違反しないものの、その措置の結果として自国の利益が無効化・侵害された場合に、WTOの紛争解決手段を利用することができるとする「ノン・バイオレーション申し立て（GATT 23条1項b）」の一時停止期間（モラトリアム）の延長で合意した。これまで繰り返し延長されてきたものの、米国、スイスなどの賛成派とEUやインド、南アフリカなどの反対派との懸隔が埋まっていない⁴²。ノン・バイオレーションの申し立てを許容することは、例えば著作権者による映画上映の機会の制限、薬価の規制、包装・ラベリング規制、検閲、文化政策などが申し立ての対象となる可能性があること、また知的財産制度と関係しない国内措置（特許製品の価格規制など）に関する介入を一層広く認めることなどが懸念されている。

また、新型コロナ禍に対処するため、新型コロナワクチンを生産・供給するために必要な特許について、MC12

ではTRIPS協定上の強制実施権に係る手続きを明確化・簡素化する内容の閣僚決定がなされた。他方、今回の場合では、新型コロナ診断薬と治療薬の製造・供給に関する権利放棄の対象拡大が議論されたが、米国、スイス、英国の反対で合意に至らなかった。

後発開発途上国（LDC）の卒業では、WTOがLDC卒業後の円滑で持続可能な移行を支援する役割を担うことについて合意した。LDCを原産地とする製品には「特別特惠関税」が適用されるため、LDCからの輸入ではほぼ全ての品目に関税の無税措置が与えられている。卒業すると、特別特惠関税の適用がなくなり、関税の無税措置を受けられなくなることが懸念される。

ただし、LDCに特化した措置の廃止タイミングは、輸入国側の判断により異なる。例えば、EUではLDC卒業後3年間は移行期間として、関税の無税措置の廃止を猶予することを認めている。日本の上川外務大臣はMC13で、「産業発展のために個別協定の適用緩和等を行うべきとの提案については、各国それぞれの事情を踏まえ、ニーズとエビデンスに基づいた議論を継続する」と述べた。卒業が予定されるLDCとして、バングラデシュやカンボジアなどがあり、それぞれ2026年、2029年に卒業を控えている。日本はカンボジアと既に日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定などのEPAを締結している。カンボジアで製造する日系企業の多くは日本向けに製品を輸出しており、カンボジアのLDC卒業後も、これらのEPAを活用すれば、影響は限定的とみられている。バングラデシュは卒業後もバングラデシュ製品に対する輸入免税措置を維持するため、数カ国とEPA交渉をスタートした。日本とは2024年3月に日・バングラデシュ経済連携協定の交渉を開始

図表Ⅲ-24 第13回閣僚会議（MC13）での主な結果概要

分野・論点	主な合意内容
電子的送信に対する関税不賦課	2026年3月31日もしくは次回MC14開催日のいずれか早い日まで、関税不賦課を維持することに同意。同論点を含む電子商取引作業計画について定期的に検討することを一般理事会に指示。
TRIPS	非違反・状態（ノン・バイオレーション）申し立て（注）の一時停止期間（モラトリアム）の延長で合意。
WTO改革	「行動で示す改革（reform-by-doing）」をキーワードとし、WTO全ての機能を向上するために必要な改革に向けて取り組むとのMC12でのコミットメントを再確認。一般理事会およびその補助機関に対し、この作業を継続し、適宜、進捗状況を次回の閣僚会議に報告するよう指示。
紛争解決制度	2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として、議論を加速することで一致。
LDC卒業	WTOが後発開発途上国（LDC）卒業後の円滑で持続可能な移行を支援する役割を担うことについて合意。
漁業補助金	MC12で採択された漁業補助金協定（IUU 漁業（違法・無報告・無規制）漁業に対する補助金、乱獲状態にある資源に関する漁業に対する補助金を禁止する旨を含む）への追加的な規律規定について議論されたが、合意には至らず。

〔注〕 GATT23条1項bでは、WTO協定に違反していない場合でも、他の加盟国が何らかの措置を適用した結果として、またはそのほかの何らかの状態が存在する結果として、協定に基づく自国の利益侵害などされている場合に、WTOの紛争解決手続きに申し立てることを認めている。

〔出所〕 WT/MIN(24)/DEC などから作成

した。同協定により、両国間の貿易促進に加え、バングラデシュのビジネス・投資環境の改善も期待される⁴³。

漁業補助金については、MC12でIUU（違法・無報告・無規制）漁業に対する補助金、ならびに乱獲状態にある資源に関連する漁業に対する補助金を禁止する旨を含む漁業補助金協定が合意され、同協定をWTO協定に追加するための改正議定書が採択された。改正議定書の発効には、加盟国の3分の2の賛成が必要であり、2024年6月時点では未発効である。改正議定書発効は、IUU漁業につながる補助金の撤廃などを掲げた国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献し、かつ世界的な漁業資源管理の促進、多角的貿易体制のさらなる発展および世界経済の持続可能な成長にも寄与すると期待される。MC13では漁業分野について、過剰漁獲につながる漁業補助金などの追加的な規定について議論されたが、合意には至らず議論が継続されることとなった。

またMC13の機会に、サービス国内規制の規律に係る認証手続の完了が発表された。サービス国内規制については、WTOの共同声明イニシアチブ（JSI）として、2017年のMC11以降、規律となる参照文書の交渉を続けてきた。2024年6月現在、日本を含む72カ国・地域が参加する。2021年には交渉の妥結を宣言し、MC13では、GATSの約束表における追加的な約束として、サービス国内規制に関する新たな規律を取り入れるためのWTO加盟国間の手続が完了し、一部の加盟国につき発効した。合意された規律には、許認可手続き、資格審査、発効前のコメントおよび情報提供機会、技術基準を導入する際の透明性の確保などが盛り込まれている。JSIを通じた有志国によるルール形成の成果がWTOにおいて発効した、初めての具体的成果となった。なお、MC13では、東ティモールとコモロのWTO加盟が正式に承認され、加盟国総数は166となる見込みである。

■ 電商モラトリアム延長も主要国で足並みの乱れ

電子商取引の作業計画については、定期的に検討することを一般理事会に指示する閣僚決定を採択した。電子的送信に関税を課さない現在の慣行（モラトリアム）については、1998年以降、WTOにおいて継続して延長さ

れてきた。MC13では、関税不賦課モラトリアムを維持することに同意し、2026年3月31日もしくは次回の第14回閣僚会議（MC14）開催日のいずれか早い日を期日とする。

自由な電子的送信の確保は、デジタル貿易の安定性および予見可能性を提供することを通じて、中小零細企業を含むビジネスの生産性やイノベーションに貢献し、先進国のみならず途上国も目指すデジタル社会の実現につながるものとして、各国の産業界もモラトリアムの延長を強く求めてきた。

電子商取引の交渉は、2017年のMC11にて日本、オーストラリア、シンガポールがWTO電子商取引有志国会合を立ち上げ、70カ国が署名した共同声明に基づいてJSIが発足した。有志国間では、電子商取引の円滑化や、自由化、電子商取引における信頼性確保などの事項についての交渉がなされてきた。JSIには現在WTOメンバーの90の国・地域が参加しており、世界貿易の約9割⁴⁴を占める。2023年12月には、デジタル貿易ルールに関する13条文について実質的妥結に至った⁴⁵。妥結に達していない条文のうち、電子的送信に関する関税や電子決済、暗号法を使用する情報通信技術製品に関する条文などを継続して交渉する。また、越境データフローやデータ・ローカライゼーション、ソースコードなどの困難な提案は、「異なるアプローチや機微が残存するため、議論にさらに多くの時間を要する」との見方を示した。

一方、電子商取引に関わるルールを巡る米国の交渉スタンスの変化が注目を集める。米国通商代表部（USTR）は2023年10月に電子商取引に関するJSIの参加国がジュネーブで開いた会合で、データおよびソースコードに関する取り組み、およびこれらの分野が貿易ルールに与える影響に関する議論において、国内政策の検討を予断し、妨げになり得る提案について支持を取り下げた⁴⁶。デジタル貿易へのアプローチを巡って、「政策的余地（policy space）」を確保するためというのが理由である。国内の利害調整や、AI技術の普及に対応し、新たな国内ルール作りや政策領域の再検討を行う。同分野の国際ルール整備に向けては、①越境データフローの自由化、②データ・ローカライゼーションの要求禁止、③ソースコードの開示要求禁止といった規定が、電子商取引の「TPP 3原則」⁴⁷とも称され、議論の土台となってきた。米国が締結した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）や日米デジタル協定にも、デジタル章でこれらのルールが明記されて

43 共同報告書（2023年12月）によると、同協定は物品貿易、通関手続き、貿易円滑化、投資、電子商取引など17分野をカバーしている。

44 WTO, Joint Initiative on E-commerce

45 電子認証および電子署名／電子契約／貿易に関わる文書の電子化／政府の公開されたデータ／オンラインの消費者保護／要求されていない商業上の電子メッセージ／透明性／電子的な取引の枠組み／サイバーセキュリティ／開かれたインターネットアクセス／電子インボイス／シングルウィンドウ／個人情報の保護

46 ジェトロ「米政府、電子商取引に関するWTO交渉で一部支持撤回、議会や産業界から批判も」『ビジネス短信』（2023年10月30日）付

47 CPTPPで定める電子商取引に関する規則。

いる。これまで米国は自国が抱える大手テック企業、いわゆるGAFAMなどのデジタル貿易の自由化を推進し、同ルールの恒久化を主導してきただけに、同声明は大きな方針転換となる。

米国内の反応も割れている。米商工会議所や全米製造業協会（NAM）、全米小売業協会（NRF）などの業界団体はUSTRの立場を批判し、デジタル経済での高水準のルール形成を支持している。一方、労働組合や市民団体は同声明に対し、人権やプライバシーの保護に重点をシフトしたとする好意的な見方を示しており、国内でも議論が分かれている（図表Ⅲ-25）。

図表Ⅲ-25 電子商取引を巡る合意形成（WTO、主要国）

WTOでの枠組み	
1998年、電子的送信に対する関税を賦課しないという現在の慣行を継続する、「関税不賦課のモラトリアム」を合意。	
2017年に、71の加盟国と共同声明イニシアチブ（JSI）（注①）を形成。2019年から交渉を開始し2023年12月、交渉の一部（注②）について実質的妥結を発表。	
主要国の立場	
米国	関税不賦課のモラトリアムの恒久化を支持し、自由化を推進していたものの、2023年、データおよびソースコードに関する取り組みおよびこれらの分野が貿易ルールに与える影響に関する議論において十分な政策的余地を残すため、国内政策の検討を予断し、あるいは妨げになり得る提案への支持を撤回。
欧州	プライバシー保護を重視する立場から、個人データおよびプライバシーを保護する措置に関する裁量を認める。
日本・オーストラリア・シンガポール	共同議長国として、WTO電子商取引交渉を主導。日本は、関税不賦課の恒久化を含めたルールづくりを目指すことに加え、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を推進。
中国	各国の核心的利益に関わる安全保障をデータ流通の前提とする立場。国内ではサイバーセキュリティ法（2017年）やデータ域外移転安全評価弁法（2022年）を定めており、自由化は限定的。
インド・インドネシア・南アフリカ共和国	関税不賦課のモラトリアムの恒久化には慎重な立場。

〔注〕①2024年6月時点では90の国・地域が参加。②実質的妥結に至ったのは、デジタル貿易ルールに関する13条文。

〔出所〕WTO、各国資料から作成

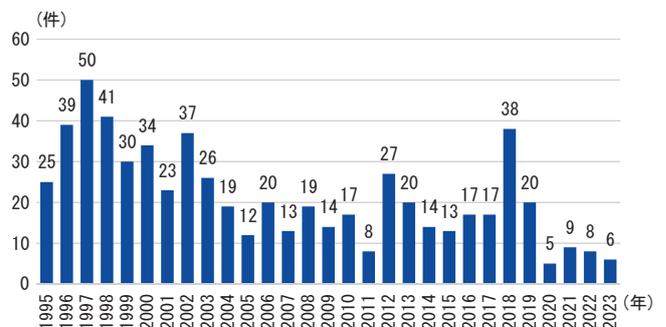
■紛争解決システムの機能不全、進むMPIAの活用

2019年12月から機能不全に陥っているWTOの紛争解決制度改革について、MC13では「2024年までに全ての加盟国が利用できる完全かつ十分に機能する紛争解決システムを実現することを目的とした進捗状況を確認する」とした閣僚決定を採択した。

紛争処理の最終審に当たる上級委員会の機能停止の発

端は、米国が改革を要求して上級委員の任命を阻止したことに生じており、2019年12月から機能停止に陥っている。WTOの紛争処理件数は、機能停止前の半分以上に減少しておりルール執行への信任が失われつつある（図表Ⅲ-26）。

図表Ⅲ-26 WTOの紛争処理（協議要請）件数



〔出所〕WTO統計

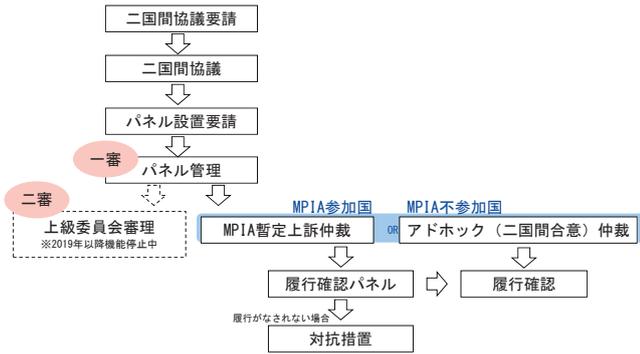
米国政府は、議会への通商課題報告⁴⁸の中で、「(WTO紛争処理上の)最大の懸念は、パネルおよび上級委員会が、(加盟国の)協定上の権利や義務を加重・縮減していること」と述べ、「パネルおよび上級委員会は、加盟国によって交渉・合意された条文の文言に忠実に従ってWTO協定を適用する義務を負う」と主張。米国は上級委員会の機能を改善するための解決策を模索し、紛争解決制度改革の非公式協議に参加している。2023年7月には「WTO紛争解決制度改革に対する米国の方針」と題した政策文書を公表。今回の閣僚会議では、これまでの非公式協議の成果を踏まえて改革の議論を進める方針を確認した。

多くの紛争案件がパネル判断の後に機能停止中の上級委員会に上訴（いわゆる「空上訴」）されており最終的な解決に至っていない中、WTO加盟国の一部は、暫定的な措置として多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）を立ち上げた。上級委員会が完全に機能するまでの間に限り、参加国間の紛争について、パネルの判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴するのではなく、仲裁により解決することを定める仕組みだ。MPIAは上級委員会を代替する上訴手段として、日本を含む53カ国・地域⁴⁹が参加している（図表Ⅲ-27）。

49 オーストラリア、ベナン、ブラジル、カナダ、中国、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、EUおよび27加盟国、グアテマラ、香港、アイスランド、日本、マカオ、メキシコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、シンガポール、スイス、ウクライナ、ウルグアイ。

48 USTR “2018 Trade Policy Agenda and 2017 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program” (2018年3月1日)

図表Ⅲ-27 MPIA活用の流れ



〔出所〕WTO、各種資料から作成

初の仲裁判断は、コロンビアによるEU産冷凍ポテトフライへのアンチダンピング措置に関し、EUが2019年にWTO提訴していた案件である。2022年10月にパネルは第一審としての報告書を公表。コロンビアは、報告書による同国のアンチダンピング制度に対する法的解釈の一部を不服として上訴を申し立て、暫定上訴制度の利用に進んでいた。本件については、3人の仲裁人決定から2カ月程度と比較的短期で仲裁判断に至った。仲裁判断では4つの論点のうち3点でEUの主張が認められ、EUの「実質的勝訴」となった。コロンビアは問題とされた措置についての詳細な審査を踏まえ、ダンピング価格差を適切に修正したアンチダンピング課税を賦課することで、パネル報告および仲裁判断を十全に実施し、WTO上の義務に従っている旨を紛争解決機関（DSB）に通知した。

当事国間でMPIA利用の合意が成立した案件はジェトロが確認できただけで11件あり（2024年6月時点）、実際にMPIAによる仲裁判断が行われたのは、上記のコロンビアによるEU産冷凍ポテトフライへのアンチダンピング措置（DS591）、およびEUによるトルコへの医薬品に対する措置（DS583）の2件である（図表Ⅲ-28）。後者はトルコがMPIAに加盟していないことから、アドホックな代替的上訴手段としてMPIAに準拠した仲裁判断となった。

日本が申し立てた、中国による日本製ステンレス製品に対するアンチダンピング措置（DS601）を巡っては、直接的にMPIAを活用するには至らなかったものの、日本の主張が容認されたパネルの結論について、解決⁵⁰に至った。パネル報告の内容に当事国が不服の場合、日中両国がMPIAを利用して問題解決を図ることで合意したと発表していた。

50 パネルは中国の措置がWTO協定に非整合的であるとし、措置の是正を求めるパネル報告書を配布、2023年7月DSB会合において採択されている（WT/DS601/R）。

図表Ⅲ-28 MPIAを活用した紛争案件

	案件名	申立国	結論
MPIAによる仲裁判断	コロンビアーEU産冷凍ポテトフライへのAD措置（DS591）	EU	2022年12月仲裁判断
MPIAに準拠した仲裁判断	トルコ（注）ー医薬品の生産・輸入・販売に関する措置（DS583）	EU	2022年7月仲裁判断
当事国間でMPIA利用の合意が成立した案件	カナダー商用航空機に関する措置（DS522）	ブラジル	2021年2月和解
	カナダーワイン販売に関する措置（DS537）	オーストラリア	2021年5月和解
	EUー鉄鋼セーフガード措置（DS595）	トルコ	2022年5月 パネル報告書
	コスタリカーアポカド輸入に関する措置（DS524）	メキシコ	2022年5月 パネル報告書
	中国ーカナダ産キャノーラに対する検査措置（DS589）	カナダ	2022年8月 パネル中断
	中国ーオーストラリア産大麦に関するAD・CVD措置（DS598）	オーストラリア	2023年8月和解
	中国ーオーストラリア産ワインに関するAD措置（DS602）	オーストラリア	2024年3月和解
	オーストラリアー中国産品に対するAD・CVD措置（DS603）	中国	2024年3月 パネル報告書
	中国ー日本製ステンレス製品に対するAD措置（DS601）	日本	2023年6月 パネル報告書

〔注〕トルコはMPIAに不参加であるものの、当事者間の合意により仲裁による上訴は可能。

〔出所〕WTOおよび各種資料から作成

日本は2023年3月にMPIAへ参加したが、以前から経済界から参加を要望する声が寄せられていた。経団連は2022年9月、「ルールの執行についても、WTO上級委員会の機能が停止している中であって、有志国によるMPIAを活用するなどの取り組みが求められる」と提言⁵¹していた。日本がWTOに申し立てた紛争案件のうち、韓国の日本製ステンレス棒鋼に対するアンチダンピング措置（DS553）、インドによるICT製品の関税上の取扱い（DS584）は、いずれも申立国の日本の主張を容認するパネル報告が出たにもかかわらず、被申立国に空上訴され、紛争解決に至っていない。上級委員会が不在の中、MPIAはWTOによる法の支配を回復できるか重要な局面を迎えている。

■米中対立、問われる多国間自由貿易体制

中国は2024年3月、米国のインフレ削減法（IRA）と実施細則での新エネルギー車などへの税額控除措置について、WTO紛争協議を要請した。IRAは過度のインフレを抑制すると同時に、エネルギー安全保障と気候変動対策を強化することを目的とした法律であり、2023年に8月に成立した。10年間で3,690億ドルの政府支援を投じる。同法では、2024年1月以降バッテリー式電気自動車

51 経団連Policy（提言・報告書）自由で開かれた国際経済秩序の再構築に向けて

(BEV)、プラグインハイブリッド車 (PHV) などが税額控除の対象となっており、対象となるには「北米での最終組み立て要件」やバッテリー部品に関する「懸念される外国の事業体」要件などを満たす必要がある。これによって中国からの調達に制限が設けられ、サプライチェーンの移転を促すものとなっており、中国は保護主義的として批判してきた。これに対し、米国通商代表部 (USTR) のキャサリン・タイ代表は、「IRAはわれわれが同盟国やパートナーとともに求めている、クリーンエネルギーの未来への貢献だ」と主張している⁵²。USTRは4月に「グリーントランジションの機会と課題の理解—通商関連気候対策の一貫性と相互運用性—」と題する声明をWTOに提出した⁵³。通商政策が気候変動対策を支援し、補完できる、実践的かつ建設的な方法について、加

盟国間での議論を促進することを目的としている。

同月に米国政府は税優遇の対象車種をテスラなど米国メーカーの11車種に限定し、日欧韓メーカーの車種はすべてリストから外れた。このため、中国のみならず、欧州や韓国からも、同法は気候変動対策に名を借りた保護主義との批判が強まっている。

(2) 世界および日本のFTAの現状

■ 「21世紀型の課題」に取り組むFTAが浮上

ジェトロの調査によると、2024年1月1日時点の世界の発効済み自由貿易協定 (FTA) 件数は、392件に上る⁵⁴。2023年には8件が発効した (図表III-29)。EUを離脱して個別のFTA締結を進める英国、FTA推進に積極的なUAEが目立つ。全体の傾向として、韓国、インドネシア

図表III-29 2023年に発効したFTA

協定	発効年月	経緯	協定内容 (関税およびルール分野など)
UAE イスラエル包括的経済連携協定	2023年4月1日	○2021年6月交渉開始 ○2023年4月発効	両国間の財の貿易に関する約95%の関税は即時あるいは段階的に削減される。
UAE トルコ包括的経済連携協定	2023年9月1日	○2022年4月第1回交渉 ○2023年9月発効	トルコ政府によると、品目ベースで80%が関税撤廃・削減の対象。UAE政府発表では、UAEの対トルコ輸出において、品目ベースで83%相当、貿易額ベースで93%相当の市場アクセスが改善される。サービス・投資のほか、貿易円滑化やデジタル貿易、政府調達、知的財産が含まれる。
パキスタン・ウズベキスタン 特惠貿易協定	2023年1月1日	○2021年7月交渉開始 ○2023年3月発効	現在20%から100%におよぶ34品目の関税を引き下げる。非関税障壁は、基準の相互承認や特惠対象財商品の貿易円滑化によって最小化される予定。
韓国インドネシア 包括的経済連携協定	2023年1月1日	○2012年3月交渉開始 ○2023年1月発効	【関税撤廃率】 韓国側：95.8% (品目ベース)、97.4% (輸入額ベース) インドネシア側：94.8% (品目ベース)、97.6% (輸入額ベース)
英国オーストラリアFTA	2023年5月1日	○2020年6月交渉開始 ○2023年5月発効	オーストラリア政府によると、同国から英国への輸入関税は発効5年後にほぼ全て (99%超) 撤廃される。年間の関税支払減少 (節税) 効果は2億オーストラリアドルを見込む。英国政府発表では、オーストラリアの対英輸入に賦課される関税は全て撤廃される。デジタル経済や国有・寡占企業、イノベーション、貿易とジェンダー平等、動物の福祉を規律する章を含む。
英国ニュージーランドFTA	2023年5月1日	○2020年6月交渉開始 ○2023年5月発効	英国、ニュージーランドともに輸入関税を100%撤廃。動物の福祉やデジタル貿易、環境、貿易とジェンダー、先住民 (マオリ族) に関わる貿易と経済協力を規律する章を含む。
トルコ・ウズベキスタン 特惠貿易協定	2023年7月1日	○2018年3月交渉開始 ○2023年7月発効	ウズベキスタンからトルコには食品の品目で年間割当枠内に限り関税を撤廃し、トルコからウズベキスタン向けには建設・電気設備関連の一部の品目で関税が半減。
UAE インドネシア包括的経済連携協定	2023年9月1日	○2021年9月交渉開始 ○2023年9月発効	UAEへの輸入関税が約94%、インドネシアへの輸入関税が約90%の品目で撤廃される。サービス貿易、投資、知的財産権などの協力に加え、ハラール証明書の両国間での相互認証や、イスラム金融の相互ルールの整備などを進める。

〔出所〕 ジェトロ「世界のFTAデータベース」から作成

54 USTR “Statement from Ambassador Katherine Tai on the People’s Republic of China’s Request for WTO Consultations Regarding the Inflation Reduction Act” (2024年3月26日)

55 WT/CTE/W/260

54 本資料における「自由貿易協定：FTA」は、物品貿易以外の幅広い対象分野をカバーする経済連携協定 (EPA) のほか、物品貿易を主な対象とする関税同盟や特惠貿易協定を含む。なお、日米貿易協定はFTAに含めていない。

などを除き、交渉開始から発効までの期間が2～3年程度と短いものが多い。たとえばUAEとイスラエルは交渉開始に合意した2021年6月30日に、9カ月間の交渉期限を設定するなど、早期妥結を目指す姿勢を明らかにしていた。また英国が締結したFTAには、デジタル貿易や環境、国有企業のほか、動物の福祉や貿易とジェンダーなど、現代的な課題に関わる規律が盛り込まれている。

WTOや世界税関機構（WCO）が協力する国際貿易センター（ITC）のデータベースによると、2024年には、中国ニカラグアFTA⁵⁵、EUニュージーランドFTA、グアテマラ・イスラエルFTAがこれまで発効している。EUニュージーランドFTAでは、補助金を規律した章が導入されている。欧州委員会によると、補助金章では、締約国の競争や貿易、環境を害する補助金の供与を禁止するほか、補助金供与に関わる情報公開、そして上限額や保証期間に制限のない補助金や、再生計画を有さない破産企業への補助金を禁止している。なお、日EU・EPAや日英EPAにおいても、同様の補助金規律が盛り込まれている。EUニュージーランドFTAでは、補助金章に加えて、「貿易と持続可能な発展」章で、人権分野におけるILO原則の順守や、環境分野でカーボンプライシングや低炭素社会への移行といった気候変動上の課題について、パリ協定の実施とともに取り組むことが規定されている。欧州委員会によると、締約国間でパリ協定上の義務違反や国際的な労働基準の違反がある場合、貿易制裁が課すことができる⁵⁶。

新興国・地域を中心に、FTAネットワークを拡大する動きは衰えていない。2023年に新たに開始されたFTA交渉は8つある（図表Ⅲ-30）。そのうち、UAEが関与する交渉が半分を占める。ITCによると、UAEは2024年以降も、ニュージーランド、フィリピンとの交渉を開始している。なお、未発効であるものの、2023年6月にはカンボジア、同10月にはジョージア、翌2024年4月にはコスタリカおよびコロンビアとFTAの署名を交わした。韓国とは、2023年10月に交渉を妥結している。発効すれば10年以内に、品目数ベースでそれぞれ92.8%、91.2%の関税を撤廃する。UAEは最終的に、103カ国まで締結対象を広げ、貿易総額のうち最大95%がFTA締約国との貿易でカバーされることを目指している。なお、ロシアやベラルーシが参加するユーラシア経済連合（EAEU）もUAEやインドネシアとの交渉を開始している。EAEUは中国やベトナムなどとの協定を発効させており、署名済

みのものとしてはシンガポールとのFTAがある。

図表Ⅲ-30 2023年にFTA交渉を開始した国・地域

交渉当事国・地域	開始月
香港、ペルー	1月
EAEU、UAE	3月
EAEU、インドネシア	4月
タイ、UAE	5月
マレーシア、UAE	
コスタリカ、UAE	7月
中国、ホンジュラス	
韓国、モンゴル	9月

【出所】ジェトロ「世界のFTAデータベース」から作成

■メンバー拡大と質の向上を目指すメガFTA

日本が参加するCPTPPとRCEPという2つのメガFTAには、新規加入を希望する国・地域が多く、それぞれの締約国が加入受け入れの検討作業を進めている。CPTPPについては、2023年7月16日に加入に関する議定書に署名した英国で、2024年5月に国内批准手続きが完了。加入議定書によると、発効条件は、英国の批准に加えて、全てのCPTPP締約国の批准後60日、もしくは締約国6カ国以上の批准があれば署名15カ月から60日後に発効する。署名15カ月は2024年10月16日に当たることから、6カ国以上の批准があれば年内に発効する見通しである。2024年5月に開催されたCPTPP閣僚会合では、日本とシンガポール、チリの批准を踏まえ、英国の年内発効を確保するよう、締約国で取り組むことを確認している。英国以外では、中国と台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナが加入申請を提出している。加入の是非は締約国に委ねられており、これまでの貿易投資ルールの順守状況を踏まえ、CPTPPの基準をクリアできるかが問われる。この点について、日本の滝崎首席交渉官（内閣官房TPP等政府対策本部）は、コスタリカについて、OECD加盟国としての経済水準の高さ、既存締約国のうち6カ国とFTAを既に有する点を評価している⁵⁷。

CPTPPでは、新たなルールメイキングにも本格的に着手している。「手続制度的事項」章では、発効3年以内に協定内容の見直しを行うことが義務付けられている（CPTPP27条2項1. (b)）。2023年11月のサンフランシスコ閣僚会合では、一般見直しに関わる「付託事項」が採択された。法的拘束力はないものの、今後の見直しに向けた交渉範囲（対象）が示されている（図表Ⅲ-31）。デジタル・グリーン経済といった課題への取り組みのほか、サプライチェーン強靱化、市場歪曲的慣行および経

55 中国ニカラグアFTAについては、2023年5月に一部の措置を前倒しで行うアーリーハーベストとして発効。

56 欧州委員会ファクトシート（2022年6月）

57 週刊 経団連タイムス No.3631「CPTPPについて滝崎首席交渉官と懇談—通商政策委員会」（2024年3月28日付）

経済的威圧への対応といった、インド太平洋経済枠組み（IPEF）で扱っている分野と共通するような（本節（3）参照）、現在の国際情勢に沿った新しい分野にアプローチする方向性が示されている。閣僚会合に出席した新藤大臣（内閣府特命担当）は会合後の記者会見で、一般的見直しでは、CPTPPを「ゴールドスタンダード」として維持・発展させるため、貿易の歪曲的措置や経済的威圧への対処についての議論を深めていく重要性を今回確認したとコメントしている。2024年5月にペルーで開催された閣僚会合では、閣僚から高級実務者（事務レベル）に対して、最も迅速に更新と改定を進めることができる分野の特定を含め、一般見直しを進め、その検討結果を年内に開催予定の第8回TPP委員会（閣僚会合）で報告するよう指示がなされている。

図表Ⅲ-31 CPTPPの一般見直しの付託事項（抜粋）

見直しの対象
協定の最大限の活用を促進し、特に零細・中小企業による協定の理解を改善
デジタル経済やグリーン経済などの新たな課題におけるリーダーシップを示す
外的ショックや途絶に耐えられるようサプライチェーンの強靱性を強化
市場歪曲的慣行に対応するさらなる方策を検討
経済的威圧に対応する手段を含め、WTOを中核としたルールに基づく多角的貿易システムのさらなる補完
投資家と国との間の紛争解決（ISDS）メカニズムに関する参加国の関心事項を検討

〔出所〕内閣官房TPP等政府対策本部資料を基に作成

2022年に発効したRCEPに関しても、枠組みの拡大に向けた準備検討が行われている。2023年8月に開催されたRCEP閣僚会合では、新たな加盟国の受入手続きについて結論を早期に出すべきとの議論がなされた。香港やスリランカが新規加盟する意向を表明しており、UAEも参加に関心を示しているという。受入手続きは今後、高級実務者から構成されるRCEP合同委員会で検討される。そのほか、閣僚会合では、RCEP協定で用いる関税分類をHS2022に速やかに移行させることや、「RCEPサポート・ユニット（RSU）」の設置規定や予算が承認された。RSUはASEAN事務局内に設置され、RCEP締約国に協定の確実な履行を促すための支援などを行う。

■ メキシコの労働環境に着実に影響、USMCA発効5年

2019年12月に締結された米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の改訂議定書に基づき、紛争解決の章（第31章）の別添31-A（米国とメキシコ）、別添31-B（カナダとメキシコ）として、労働者の結社の自由と団体交渉権に関する権利侵害の疑義がある場合に限り、「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）」と名付けら

れた、特定の事業所を対象とした紛争解決メカニズムが創設された。RRMの特徴は、労働権侵害を疑うに足る事実がある場合、相手国政府ではなく、特定の事業所に対して適用されることにある。特定事業所の権利侵害が確認されれば、両国の合意の下での救済策の導入や、当該事業所の輸出品に対する特惠関税の否認や制裁金の賦課などが行われる。

RRMの流れとして、加盟国（提訴国）政府の判断で実施、あるいは労働権侵害を疑う疑義があるとして労働組合など第三者が提訴することも可能。第三者からの訴えの場合、提訴国政府が30日以内に審査し、事実確認要請の可否を判断する。その後、提訴国が被提訴国に事実確認を要請し、被提訴国政府は10日以内に事実確認実施の可否を回答する。事実確認の不実施または期限内に回答がない場合、提訴国によるパネル設置要請が可能となる。一方、確認を行う場合は、被提訴国が45日以内に結果を報告し、侵害事実を肯定する場合は、両国が10日以内に改善策の策定で協働し、合意に達した場合は問題解決となる。

初のRRM活用は、バイデン政権が自らの判断で提訴したグアナフアト州シラオ市のGM工場での事例である。同工場で2021年4月に行われた労働協約の適法化プロセスにおける労働権侵害を巡り、2021年5月にUSTRがメキシコ政府に事実確認を要請し、メキシコ政府が調査を開始した。調査で同工場の労働権侵害が確認され、両国政府が改善策で合意した後、ILOおよび国家選挙院（INE）から監視員を派遣し、労働協約適法化の再投票が実施された。再投票では、既存の労働協約が反対多数で否決された。GMシラオ工場との間で新たな労働協約を交渉する労働組合を決める投票は2022年2月に行われ、新興労組の自動車産業全国独立労働組合（SINTTIA）が勝利した。

活用は2022年末までは5件にとどまっていたが、2023年以降加速度的に適用が増え、2024年5月末までに合計23件が米国政府により提訴されている。メキシコが労働権侵害の事実確認を受諾した案件は22件、1件のみ既にメキシコ政府による是正措置が開始されていたことを理由に不受託となっている。現在調査中の4件を除き、メキシコが事実確認要請を行った上で労働権の侵害があったと判断したのは15件、その確証は無いと判断した案件は2件、労働権侵害は認められたもののUSMCA発効前に発生したものであり、RRMの対象外と判断した案件が2件ある。両国間が救済策の内容などで合意できずにパネルの設置に至った案件は2件、1件はメキシコ側の勝訴（労働権の侵害は協定発効以前に行われたとの裁定）、もう1件は審理中（2024年5月末時点）である。23件のうち、

解決に至ったと USTR が判断した案件は17件、未解決は6件である。対象となった事業所のうち、21件が鉱工業、2件がサービス業（貨物航空輸送とコールセンター）である。鉱工業のうち、自動車・同部品が14件で最多、続いて多いのが鉱業で2件、残りはタイヤ、繊維製品、建設機械、食品、鉄鋼製品が1件ずつ。地域別には鉱工業の事業所が集積している地域で多く、コアウイラ州、タマウリパス州などの北東部とグアナファト州、アグアスカリエンテス州、ケレタロ州、サンルイスポトシ州など中央高原パヒオ地域が大半を占めている。23件のうち、メキシコ進出日系企業が提訴された案件は3件、1件では労働権侵害が確認され、両国合意の下で救済策が導入されたが、残り2件については労働権侵害を確実に裏付ける事実はなかったとメキシコ政府が判断している。

RRMが対象とするのは、結社の自由および団体交渉権の侵害である。大半の事例では、企業側のイニシアチブによる労働者の声を反映しない既存労働協約の再承認、または新興労組が企業との間で労働協約の締結を求める動きを企業側が阻害する行為などを問題視している。2023年以降で多いのは後者であり、新興労組にくみした労働者を不当に解雇する行為、社内における労組の活動を阻害する行為などが挙げられている。労働権侵害が確認された際に両国の合意で導入される救済策としては、不当に解雇した労働者の復職や和解金の支払い、ストライキ中の未払い給与の支払い、企業が組合活動に干渉しないことを約束する声明文の作成と労働者に対する周知、メキシコ政府による研修の実施などがある。労働協約の再承認プロセスや組合の代表兼獲得を巡るプロセスで違法性が見られた場合は、中立的な立場の監視員を派遣した上での再投票の実施などが行われる。

メキシコ政府は、RRMをメキシコの労働条件や賃金水準を改善するための有効なツールと認識。米国の要請に迅速に応じ、事実確認などで積極的に協力する姿勢を貫いている。しかし、同制度の乱用を警戒する向きもある。メキシコ政府は、米国からの事実確認要請に十分な根拠がないことがあると指摘し、「RRMの合理的な善意に基づく運用が重要であり、メキシコ国内の制度にとって代わるのではなく、補強するために用いられるべき」「全ての事案が十分な根拠を伴い、労働権侵害が USMCA 発効後に行われ、当該事業所と提訴国の間に貿易関係が存在することを確認すべき」と主張している。パネル裁定でメキシコ側勝訴に終わったメキシコ鉱業大手グループ・メヒコのサン・マルティン鉱山における労働権侵害を含む、両国間で合意に至らなかった案件は、メキシコ政府が問題視する USMCA 発効前の労働権侵害をめぐる提訴、または、米国側の提訴に先立ち、メキシコ政府の国内措

置により、既に労働権侵害への対策が導入されていた案件である。

■ バングラデシュと交渉開始、マルチ交渉も再開

日本政府による FTA の推進としては、2024年3月12日、日・バングラデシュ EPA 交渉開始が発表された。バングラデシュは2026年に LDC を卒業する予定で、各国の判断にもよるが、卒業後は LDC に基づく特惠関税を享受できなくなる（本節（1）参照）。2023年12月に公表された同 EPA に関する共同研究報告書によると、バングラデシュから日本への輸出額が最も大きい品目は衣類（製品）（13億4,820万ドル、61～62類）で、輸出全体の8割近くを占める。現地で衣類を製造する企業を含めたダッカ日本商工会が2023年6～7月に実施したアンケート調査では、回答者の85%が2025年までの EPA 交渉終了（妥結）を期待するとしている。日・バングラデシュ EPA の第1回交渉会合は2024年5月19～23日に開催され、物品貿易や原産地規則、貿易円滑化、投資のほか、電子商取引や知的財産などの分野で議論が行われている。

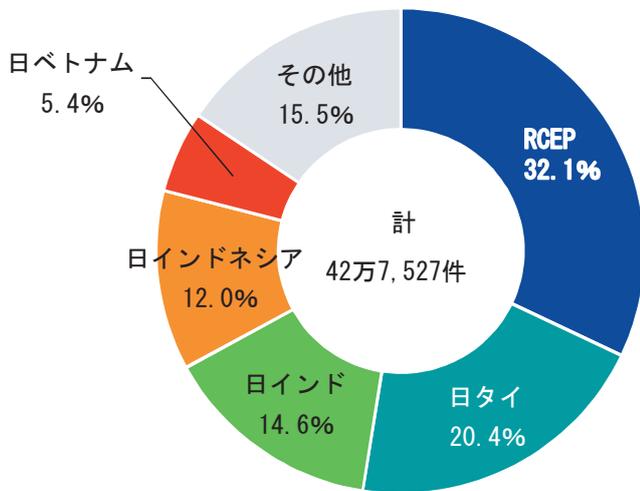
日本政府は、一時は中断した交渉にも再度着手している。2023年7月には日・湾岸協力会議（GCC）FTA（JGFTA）の交渉を2024年中に再開することに合意。GCC は UAE やサウジアラビアなど中東6カ国で構成され、関税同盟による対外共通関税（5%、例外品目あり）を設定している。日本との貿易については、対日輸出は原油が大半を占め、輸入は乗用車やバス・トラックが多い。さらに2024年5月には、約4年半ぶりの開催となった第9回日中韓サミットで採択された共同宣言で、日中韓 FTA 交渉加速のための議論を続けることを確認。日中韓 FTA は2012年11月に交渉開始が宣言され、2019年11月までに16回の交渉会合が行われたものの、その後の進展が見られていなかった。2022年1月には3カ国が参加する RCEP が発効。上記の共同宣言では、RCEP 履行の重要性を確認しつつ、質の高い FTA 実現を目指すことが記載されている。

日本の FTA 利用については、2023年における日本商工会議所による原産地証明書⁵⁸の発給件数が、統計上確認可能な2005年以降で過去最高となる42万7,527件に達した（図表Ⅲ-32）。前年比で1割増となった。RCEP が個別協定として最大の13万7,199件を占め、同53%増の伸びを示した。RCEP に次ぐ件数の日タイ EPA（8万7,202

58 第三者証明制度に基づく第一種特定原産地証明書。「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、日本商工会議所が指定発給機関となっている。

件) や日インドCEPA (6万2,207件) などは、前年から大きな動きは見られていない。

図表Ⅲ-32 特定原産地証明書の発給件数 (2023年)



【注】①日本商工会議所による発給件数に限る。②2023年の発給件数の多い5協定を示し、「その他」はそれ以外を含む。
【出所】経済産業省資料から作成

輸入面では、13兆6,095億円に相当する輸入でFTAが活用されている (図表Ⅲ-33)。RCEPを活用した輸入が4兆8,000億円を超え、輸出同様に最も活用されている。2022年同様、日EU・EPAやCPTPP、AJCEPなど、多国間のFTAの活用が輸入で目立つ。品目別には、衣類や (加工) 食品、プラスチックにおける活用が積極的に行われている。

図表Ⅲ-33 日本の輸入におけるFTA利用 (2023年)

協定名	利用額		主要品目
	億円	割合	
RCEP	48,176	35.4%	衣類 (61~62類)、プラスチック (39類)、有機化学品 (29類)
日EU・EPA	24,691	18.1%	たばこ (24類)、革製品ハンドバッグ他 (42類)、有機化学品 (29類)
CPTPP	12,842	9.4%	肉類 (02類)、木材 (44類)、水産品 (03類)
日ASEAN・EPA	11,697	8.6%	衣類 (61~62類)、履物 (64類) プラスチック (39類)
日タイEPA	9,055	6.7%	加工食品 (16類)、プラスチック (39類)、肉類 (02類)
日米貿易協定	8,060	5.9%	肉類 (02類)、野菜・果実 (20類)、加工食品 (16類)
その他	21,574	15.9%	水産品 (03類)、プラスチック (39類)、木材 (44類)
計	136,095	100%	衣類 (61~62類)、プラスチック (39類)、肉類 (02類)

【注】①EPA利用額が大きい上位5協定、②最恵国待遇 (MFN) 無税品目の輸入はEPA利用に含まない、③主要品目はHSコード2桁 (類) を基準に、各協定で利用額が大きい上位3品目。衣類は61類と62類を合算して算出
【出所】「経済連携協定別時系列表」(財務省) から作成

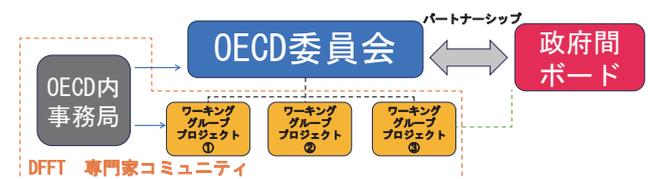
さらなる活用促進に向けた電子化も加速している。これまでタイ、インド、マレーシア、インドネシアとの間で、原産地証明書の電子化が実現してきたところ、2024年6月、ベトナムとの間で、PDF形式の発給への切り替えが発表された。日ベトナムEPAとAJCEPが対象で、9月19日より有効となっている。同様の電子化が、2024年2月に日チリEPA、同6月には日オーストラリアEPAで導入されている。

(3) 新たな通商課題に対応する取り組み

■ OECDでDFFT具体化のための国際枠組みが設立

貿易の分断が進む中でも、デジタル貿易は自由化のためのルールメイキングが進んでいる分野といえる。信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT) は日本が2019年のダボス会議で提唱し、同6月のG20大阪サミットにおいて各国首脳からの支持を得て、首脳宣言に盛り込まれた。デジタル庁によれば、DFFTは、「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプトである。DFFTには、二国間と多国間の取り組みがあり、多国間ではG7やG20、OECDなどで議論されてきた。2023年のG7広島サミットで、DFFTパートナーシップのための制度的アレンジメント (IAP) が立ち上げられた。IAPの主な機能は、政府、学术界、市民社会、産業界、国際機関から集まった専門家コミュニティが、OECDデジタル委員会 (DPC) で挙げられた疑問点などに対して、プロジェクトベースの技術的な見通しや根拠をDPCに提供することである (図表Ⅲ-34)。デジタル分野でのルールメイキングがさまざまな組織で試行錯誤される中、IAPが政府や企業、専門家が参加するプロジェクトを通じて、複数の国際機関や地域機関と連携し、既存の規制に適合的で相互互換性のあるルールメイキングに貢献することが期待されている。

図表Ⅲ-34 DFFTパートナーシップのための制度的アレンジメント (IAP)



【出所】デジタル庁資料から作成

日本とEUは2024年1月、日EU・EPAに新たに「データの自由な流通に関する規定」を盛り込むための改正議

定書に署名した。データの自由な流通に関する規定を含めることについて、2023年10月に大阪で実施された日・EUハイレベル経済対話で大筋合意していた。欧州議会は同議定書を2024年3月に承認。日本の国会で承認されれば発効する。欧州委員会は、新規定の重要な要素の1つとして、データ・ローカライゼーション要求の禁止を挙げる（第8・81条2⁶⁰）。企業がデータを複製し、日EU域内の複数の場所で保管施設を構築・維持する必要がなくなり、費用負担を軽減することができる。CPTPP（第14・13条）などにも同様の規定がある。日EU・EPAは2019年2月に発効し、「協定の効力発生の日から3年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する」と規定されていた。このように、WTOにおける電子商取引の議論（本節（1）参照）に先行するかたちで、各国が締結する多国間や二国間での貿易協定の中で新しいデジタルのルールが形成されている。

■ デジタル分野のルール形成を主導するシンガポール

ジェトロのFTAデータベースは、昨今の通商環境の変化を踏まえ、デジタルや重要鉱物を扱う特化型協定も掲載している⁶⁰。デジタルに特化した協定は、2024年1月1日時点で4件が発効、4件が交渉中である（図表Ⅲ-35）。そのうち、韓国・EUデジタル貿易協定以外の7件に、シンガポールは参加している。2020年6月にチリ、ニュージーランド、シンガポールの3カ国で署名したデジタル分野に特化したデジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）もその1つである。ニュージーランド政府は、APECやOECDなどの国際枠組みにおけるデジタル経済の議論に基づき、WTO電子商取引交渉などを補完するものとして、DEPAを位置付けている⁶¹。DEPAには、韓国が2024年5月に加入。ほかでは、2022年8月に中国、カナダ、2023年10月にコスタリカの加入作業部会（AWG）設置が発表された。

シンガポールが参加する重要な枠組みとして、ASEANデジタル経済枠組み協定（DEFA）がある。DEFAは、2023年9月から交渉が開始された。デジタル貿易や越境電子商取引（EC）、電子決済と電子インボイス、デジタルIDと認証、オンライン安全性とサイバーセキュリ

ティ、越境データフローとデータ保護、競争政策、人工知能（AI）など、技術革新や規格・規制の協力、デジタル人材の流動性と協力などを扱う。シンガポール以外では、EUがデジタル特化型貿易協定の交渉に意欲的で、2023年7月にシンガポールと、同年10月に韓国と交渉を開始している。

図表Ⅲ-35 デジタル特化型協定の発効状況

	協定名	発効年
発効済	シンガポール・オーストラリアデジタル経済協定	2020年
	デジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）	2021年
	英国・シンガポールデジタル経済協定（UKSDEA）	2022年
	韓国・シンガポールデジタルパートナーシップ協定	2023年
交渉中	ASEAN デジタル経済枠組み協定（DEFA）	—
	韓国・EU デジタル貿易協定	—
	EFTA・シンガポールデジタル経済協定	—
	EU・シンガポールデジタル貿易協定	—

〔注〕 2024年1月1日時点の情報に基づく。

〔出所〕 図表Ⅲ-29に同じ

■ インド太平洋経済枠組みは3つの柱が発効へ

ほかに注目すべき動きとして、米国が主導するインド太平洋経済枠組み（IPEF）がある。関税削減を盛り込まない形式の多国間枠組みとして、2022年に立ち上げられ、オーストラリア、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、米国、ベトナムの14カ国が参加する。交渉分野は、貿易（柱1）、サプライチェーン（柱2）、脱炭素に向けた投資の促進、同分野での協力を規定するクリーン経済（柱3）、汚職防止などを規定する公正な経済（柱4）の4つに分かれる。

柱ごとに協定が妥結された場合は、それぞれが署名、発効の手続きを経る。サプライチェーン協定は、発効に最低限必要な5カ国による寄託を経て2024年2月に発効。クリーン経済協定と公正な経済協定、IPEF全体の運営体制を規定する運営体制に関する協定は、2024年6月6日の閣僚級会合でそれぞれ署名された。IPEF参加国は、これらの協定の批准、受諾または承認に向け、国内で必要な措置を講じていく。貿易（柱1）について、インドネシアのAILRANGが経済担当調整大臣は、「貿易の柱のうち5章は完成している」、「まだ完成していないのは、労働、環境、デジタル経済、貿易円滑化、競争政策」とコメントしている⁶²。

61 日EU・EPA第8・81条2 このため、一方の締約国は、1に規定する情報の電子的手段による国境を越える移転を次のことを行うことによって禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持してはならない。

62 特化型協定は、ジェトロのFTAデータベース上、「その他」の協定に分類。FTAの件数としては、カウントの対象外。

63 ニュージーランド外務貿易省「Digital Economy Partnership Agreement (DEPA) Overview」に基づく

62 政治専門誌ポリティコ（5月21日付）

図表Ⅲ－36 交渉が妥結した IPEF の各柱の内容

柱	内容	状況
2. サプライチェーン	<ul style="list-style-type: none"> ・各国が重要分野又は物品を特定。3カ国以上が通報した場合は、供給源の多様化などを含む行動計画を策定。 ・サプライチェーンの途絶の際の緊急の連絡経路となる IPEF サプライチェーン危機対応ネットワークを設置。 ・サプライチェーンに対する重大なリスクをもたらす労働者の権利に関する懸念を特定し、同リスクに対処するための勧告の策定や労働者の権利に関する報告書の作成・公表などを行う。 ・サイバーセキュリティ、貨物のリスク評価、データに基づいたサプライチェーンの脆弱性の評価、労働・人材開発、サプライチェーンの途絶時の卓上演習といった特定分野でのワークショップなどの実施。 ・フィジー、インド、日本、韓国、シンガポール、米国、タイ、マレーシアで発効（2024年7月5日時点）。 	発効済み
3. クリーン経済	<ul style="list-style-type: none"> ・IPEF 参加国の持続可能な成長に向けた脱炭素化に関する協力体制の基礎を確立するとの位置付け。 ・水素サプライチェーン、炭素市場、クリーン電力、持続可能な航空燃料（SAF）、公正なエネルギー移行などの協力作業計画を立ち上げ、実施していく。 ・2024年6月、シンガポールで「第1回 IPEF クリーン経済投資家フォーラム」を開催。年1回の開催を予定。 ・IPEF 促進キャピタルファンド（IPEF 基金）で、IPEF 参加国の新興および高中所得国におけるクリーン経済関連インフラ事業の準備を支援する。 	署名済み
4. 公正な経済	<ul style="list-style-type: none"> ・参加国の労働者と企業にとってより公平な競争環境を整え、地域全体でより透明で予測可能な貿易・投資環境を整える基礎を確立するものとの位置付け。 ・具体的には、国際条約に基づく腐敗行為の防止、法人および実質的支配者の透明性の向上、移民労働者の適切な保護、租税に関する透明性の向上などが含まれる。 ・市場の透明性と予見可能性向上のための「技術支援とキャパシティビルディング（TACB）」の実施。 	署名済み

〔出所〕米国商務省プレス発表から作成

図表Ⅲ－36では、交渉が終了した2～4の柱の内容をまとめた。それぞれについての進捗状況を確認する。まず、一番早く署名され、発効が完了したサプライチェーン協定は、2024年6月6日のシンガポールでの閣僚会合の時点で、フィジー、インド、日本、韓国、シンガポール、米国の6カ国で発効している。タイは2024年6月23日に、マレーシアは2024年7月5日に批准、発効する予定。サプライチェーン協定では、各国の重要分野または重要物品の特定と3カ国以上が通報した重要分野または重要物品に対する行動計画の策定、サプライチェーン途絶が起こった場合に機能する危機対応ネットワークの設置などが含まれる。同協定の第10条は、参加国の行動の指針となる重要分野・物品リストの作成と、サプライチェーン協議会を通じた同リストの参加国間での共有を定めている。重要分野・物品リストの特定と他の参加国への通知は、協定発効日から120日後までに行うと定めている。そのため、2024年6月末には最初に発効した5カ国よりリストが提出されるとみられる。なお、リストはいつでも更新できる。6月の閣僚会合後には、サプライチェーン協定において、サイバーセキュリティ、貨物のリスク評価、データに基づいたサプライチェーンの脆弱性の評価、労働・人材開発、サプライチェーンの途絶時の卓上演習といった特定分野での協力を通じた新たなワークショップやイニシアチブも発表された。

■参加国間の協力、支援プロジェクトが続々発表

クリーン経済協定に基づく新たな動きでは、2024年6月の閣僚級会合で「IPEF 促進キャピタルファンド（IPEF

基金）」の運用が発表された⁶³。これは、IPEF 参加国の新興および高中所得国における質の高いクリーン経済関連インフラ事業の準備を拡充することを支援するための基金である。基金設立時からのドナーであるオーストラリア、日本、韓国および米国は、最大33億ドルの民間投資を呼び込むための初期資金として合わせて3,300万ドルを供与する計画であり、各国における手続きが進んでいる。経済産業省によると日本政府は、約1,000万ドル（14億円相当）を拠出する。民間インフラ整備グループ（PIDG）が基金を管理し、IPEF 参加国のクリーン経済分野における、出資、技術支援などのプロジェクトに活用される。

クリーン経済協定における他の協力プロジェクトとして、協力作業プログラム（CWP）がある。CWPには、①水素サプライチェーン、②炭素市場、③クリーン電力、④持続可能な航空燃料（SAF）、⑤公正なエネルギー移行が2024年3月のオンライン閣僚級会合の時点で既に発表されていた。2024年6月に開催された閣僚級の会合で、⑥排出集約度算定、⑦電気・電子機器廃棄物の都市鉱山、⑧小型モジュール炉（SMR）に関わるCWPが新たに3つ発表され、CWPは計8つとなった。CWPは対象分野での協力を希望する参加国が、それぞれ参加するプロジェクトを選択して協力する。

日本は、トヨタ自動車や川崎重工業らが参加する水素バリューチェーン推進協議会と投資会社アドバンテッジパートナーズが設立を目指している水素ファンドに、IPEF ウィンドウを設定する計画などがある。IPEF ウィンドウはIPEF 域内において、水素および水素派生分子の製造施設、貯蔵施設、輸送施設、利活用のための設備、ならびにこれらのインフラ設備への技術サービス提供会

63 米国商務省プレス発表（2024年6月6日付）

社などへ投資を想定しているという⁶⁴。

2024年6月には、シンガポールでクリーン経済投資家フォーラムが開催された。クリーン経済協定に関連して、IPEF参加国におけるクリーンエネルギーや気候変動に対応した技術ならびにインフラの展開および開発を支援するための資金を動員し、クリーン経済協定の目的を推進することと位置付けられている。シンガポール貿易産業省（MTI）によると、今回のフォーラムにおいて、69件（230億ドル超相当）のIPEF参加国域内で優先すべきインフラ事業が特定された。このうち20件（約60億ドル）について、事業の提案者が同フォーラムで投資家に事業を提示した⁶⁵。フォーラムの一環として、IPEF域内のスタートアップについて、米国調査会社HolonIQにより第1回「インド太平洋気候技術100」が候補者1万社以上より選出された。同フォーラムで、選出された企業の約半数が投資家にピッチを行った。第1回「インド太平洋気候技術100」リストが公表され、日本からは、環境・エネルギー関連10社が選ばれた（図表Ⅲ-37）。

業14社と連携して、データサイエンス、サイバーセキュリティ、AI、ロボティクスなどのデジタルスキルに関する研修や教育機会を提供している。2024年6月のIPEF閣僚級会合⁶⁶では、同イニシアチブを通じて、2032年までに700万人の機会提供という当初目標を既に上回り、1,090万人以上に達したと報告した。

図表Ⅲ-37 第1回「インド太平洋気候技術100」リストに選出された日本のスタートアップ企業

分野	社名	事業内容、技術
持続可能な素材	EF Polymer	作物の不可食部分から作られた100%自然由来の超吸水性ポリマー
テキスタイル	エアアイシルク	金属を使用しない導電性物質コーティング技術
廃棄物処理	WOTA	小規模分散型水循環システム
炭素測定	アスエネ	CO2の見える化
エネルギー（核融合）	Helical Fusion	ヘリカル型核融合炉
	京都フュージョニアニング	フュージョンエネルギー（核融合）
水素	つばめBHB	環境負荷の低いアンモニアの生産
バッテリー	AC Biode	蓄電向け独立型交流電池 プラスチック、有機廃棄物をリサイクルする化学触媒
モビリティ	テラモーターズ	EV充電システムなど
飛行機	Sky Drive	電動垂直離着陸機

〔出所〕HolonIQ「インド太平洋気候技術100」レポートおよび各社ウェブサイトから作成

公正な経済協定は、国際条約に基づく腐敗行為の防止、法人および実質的支配者の透明性の向上、移民労働者の適切な保護、租税に関する透明性の向上を含む。それら規律を実行するための、市場の透明性と予見可能性向上のための「技術支援とキャパシティビルディング（TACB）」では、米国商務省や国連薬物犯罪事務所（UNODC）が主導する腐敗防止プログラムに対する、米国国務省による資金拠出などが発表された⁶⁶。また、米国は、「IPEFアップスキリング・イニシアチブ⁶⁷」というプロジェクトを、2022年9月から開始している。IPEF参加国のうちブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムにおいて、特に女性の経済的エンパワーメントを図る労働力開発の取り組みである。アップルやグーグルなどの米国大手企

64 経済産業省プレス発表（2024年6月6日付）、水素バリューチェーン推進協議会プレス発表（2024年6月7日付）

65 シンガポール貿易産業省プレス発表（2024年6月6日付）

66 米国商務省ファクトシート（2024年6月6日付）

67 ジェトロ「米商務省、IPEF参加国の労働力開発の成果を発表、アップルやグーグルとも連携」『ビジネス短信』（2024年6月7日付）

68 米国商務省プレス発表（2024年6月6日付）